

環循規発第 2009232 号

指 定 書

公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）第 9 条の 2 第 4 項（同令第 10 条の 12 第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。）及び第 10 条の 4 第 3 項（同令第 10 条の 16 第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する環境大臣が指定する者として指定する。

令和 2 年 9 月 23 日

環境大臣 小泉 進次郎

